

○(旧)主として難聴児経過的児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
児童発達支援センターにおいて行う場合	(1)医療的ケア児(32点以上)の場合	(一)定員20人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(3,364単位)											
			区分2(1時間30分超3時間以下)	(3,397単位)											
			区分3(3時間超5時間以下)	(3,464単位)											
		(二)定員21人以上30人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(3,178単位)											
			区分2(1時間30分超3時間以下)	(3,207単位)											
			区分3(3時間超5時間以下)	(3,265単位)											
		(三)定員31人以上40人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(3,066単位)											
			区分2(1時間30分超3時間以下)	(3,092単位)											
			区分3(3時間超5時間以下)	(3,145単位)											
		(四)定員41人以上	区分1(30分以上1時間30分以下)	(2,970単位)											
			区分2(1時間30分超3時間以下)	(2,994単位)											
			区分3(3時間超5時間以下)	(3,041単位)											
	(2)医療的ケア児(16点以上)の場合	(一)定員20人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(2,348単位)											
			区分2(1時間30分超3時間以下)	(2,381単位)											
			区分3(3時間超5時間以下)	(2,448単位)											
		(二)定員21人以上30人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(2,162単位)											
			区分2(1時間30分超3時間以下)	(2,191単位)											
			区分3(3時間超5時間以下)	(2,249単位)											
		(三)定員31人以上40人以下	区分1(30分以上1時間30分以下)	(2,050単位)											
			区分2(1時間30分超3時間以下)	(2,076単位)											
			区分3(3時間超5時間以下)	(2,129単位)											

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		地方公共 団体が設 置する場 合	利用者の 数が利用 定数を超 える場合	通所支援 計画が作 成さな い場合	開所時間 減算	自己評価 結果等未 公表減算	支援プロ グラム未 公表減算 注 令和7 年4月1日 から適用	身体拘束 廃止未実 施減算	虐待防止 措置未実 施減算	業務継続 計画未策 定減算	情報公表 未報告減 算	人工内耳 装用売支 援加算 (1日あた り)	児童指導 員等加配 加算 (1日につ き)	専門的支 援体制加 算 (1日につ き)	
関係機関 連携加算	イ 関係機関連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき250単位を加算)													
	ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき200単位を加算)													
	ハ 関係機関連携加算(Ⅲ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)													
	ニ 関係機関連携加算(Ⅳ)(1回を限度)	(1回につき200単位を加算)													
事業所間 連携加算	イ 事業所間連携加算(Ⅰ)(月1回を限度)	(1回につき500単位を加算)													
	ロ 事業所間連携加算(Ⅱ)(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)													
保育・教育等移行支援加算		入所中2回、退所後2回(居宅と保育所等への訪問を1回ずつ)を限度 (1回につき500単位を加算)													
福祉・介護 職員等処 遇改善加 算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×131/1,000)													
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×128/1,000)													
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×118/1,000)													
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十所定単位×96/1,000)													
	ホ 福祉・ 介護職員 等処遇改 善加算 (Ⅴ)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	(1月につき 十所定単位×111/1,000)												
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	(1月につき 十所定単位×109/1,000)												
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	(1月につき 十所定単位×108/1,000)												
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	(1月につき 十所定単位×106/1,000)												
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	(1月につき 十所定単位×89/1,000)												
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	(1月につき 十所定単位×86/1,000)												
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	(1月につき 十所定単位×83/1,000)												
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	(1月につき 十所定単位×98/1,000)												
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	(1月につき 十所定単位×80/1,000)												
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	(1月につき 十所定単位×63/1,000)												
		(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	(1月につき 十所定単位×76/1,000)												
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		(1月につき 十所定単位×60/1,000)													
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		(1月につき 十所定単位×70/1,000)													
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		(1月につき 十所定単位×50/1,000)													
福祉・介護職員等 処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×81/1,000)													
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×59/1,000)													
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×33/1,000)													
福祉・介護職員等特 定処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき 十所定単位×13/1,000)													
	ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき 十所定単位×10/1,000)													
福祉・介護職員等ベ ースアップ等支援加算		(1月につき 十所定単位×20/1,000)													
		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能 注3 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)については、令和7年3月31日まで算定可能													
		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能													
		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能													